

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社日から一定の期間内に、求職者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、求人者より受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後 1 か月超 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就労中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号	1 4 - ユ - 3 0 0 0 6 9
事業所の名称	エヌエス・テック株式会社 千歳事業所
事業所の所在地	北海道千歳市千代田町 6 丁目 20 番地 第 12 ふじやビル 1 階 D 室

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社日から一定の期間内に、求職者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、求人者より受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後 1 か月超 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就労中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号	1 4 - ユ - 3 0 0 0 6 9
事業所の名称	エヌエス・テック株式会社 北上事業所
事業所の所在地	岩手県北上市大通二丁目 3 番 8 号 岩手地所北上駅前ビル 4 階

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社日から一定の期間内に、求職者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、求人者より受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後 1 か月超 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就労中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号	1 4 - ユー 3 0 0 0 6 9
事業所の名称	エヌエス・テック株式会社 秋田事業所
事業所の所在地	秋田県秋田市東通 3 丁目 1 番 6 号 プラザワイズ 101 号室

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社日から一定の期間内に、求職者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、求人者より受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後 1 か月超 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就労中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号	14-ユ-300069
事業所の名称	エヌエス・テック株式会社 古川事業所
事業所の所在地	宮城県大崎市古川駅前大通一丁目3-8 エンドービル 3F

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社日から一定の期間内に、求職者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、求人者より受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 | 80% |
| (2) 入社後 1 か月超 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就労中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 14-ユ-300069

事業所の名称 エヌエス・テック株式会社 仙台事業所

事業所の所在地 〒982-0011 宮城県仙台市太白区長町7丁目11番地8号
プチオフィスビル長町駅前通り3階

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社日から一定の期間内に、求職者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、求人者より受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後 1 か月超 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就労中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号	14-ユ-300069
事業所の名称	エヌエス・テック株式会社 山形事業所
事業所の所在地	山形県山形市南原町三丁目 9-40 伊藤マンション 1 階

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社日から一定の期間内に、求職者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、求人者より受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後 1 か月超 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就労中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 14-ユ-300069
事業所の名称 エヌエス・テック株式会社 郡山事業所
事業所の所在地 福島県郡山市清水台1丁目6番21号 山相郡山ビル4階D号室

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社日から一定の期間内に、求職者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、求人者より受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後 1 か月超 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就労中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号	1 4 - ユ - 3 0 0 0 6 9
事業所の名称	エヌエス・テック株式会社 宇都宮事業所
事業所の所在地	栃木県宇都宮市東宿郷四丁目 1 番 20 号 山口ビル 8 階 A 号室

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社日から一定の期間内に、求職者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、求人者より受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後 1 か月超 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就労中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号	14-ユ-300069
事業所の名称	エヌエス・テック株式会社 小山事業所
事業所の所在地	栃木県小山市駅東通り2丁目19番3号 岩崎ビル 201

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社日から一定の期間内に、求職者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、求人者より受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後 1 か月超 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就労中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号	1 4 - ユー 3 0 0 0 6 9
事業所の名称	エヌエス・テック株式会社 鶴見事業所
事業所の所在地	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 10 番 1 号

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社日から一定の期間内に、求職者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、求人者より受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後 1 か月超 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就労中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号	1 4 - ユー 3 0 0 0 6 9
事業所の名称	エヌエス・テック株式会社 松本事業所
事業所の所在地	長野県松本市巾上 13-4 巾上ビル 2 階 202 号室

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社日から一定の期間内に、求職者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、求人者より受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後 1 か月超 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就労中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号	14-ユ-300069
事業所の名称	エヌエス・テック株式会社 掛川事業所
事業所の所在地	静岡県掛川市駅前 1-3 駅前第一ビル 2 階

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社日から一定の期間内に、求職者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、求人者より受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後 1 か月超 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就労中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号	1 4 - ユ - 3 0 0 0 6 9
事業所の名称	エヌエス・テック株式会社 名古屋事業所
事業所の所在地	愛知県名古屋市南区千竈通七丁目 2 番 2 号 アネックスビル 3F

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社日から一定の期間内に、求職者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、求人者より受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後 1 か月超 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就労中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号	1 4 - ユ - 3 0 0 0 6 9
事業所の名称	エヌエス・テック株式会社 四日市事業所
事業所の所在地	三重県四日市市浜田町 12 番 18 号 アーク四日市ビル 201 号室

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社日から一定の期間内に、求職者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、求人者より受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後 1 か月超 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就労中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号	1 4 - ユー 3 0 0 0 6 9
事業所の名称	エヌエス・テック株式会社 滋賀事業所
事業所の所在地	滋賀県近江八幡市桜宮町 289 番地 フジビル 305 号室

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社日から一定の期間内に、求職者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、求人者より受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後 1 か月超 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就労中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号	14-ユ-300069
事業所の名称	エヌエス・テック株式会社 草津事業所
事業所の所在地	滋賀県草津市西大路町2番2号 西田ビル 3F-A

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社日から一定の期間内に、求職者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、求人者より受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 | 80% |
| (2) 入社後 1 か月超 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就労中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号	14-ユ-300069
事業所の名称	エヌエス・テック株式会社 大阪事業所
事業所の所在地	大阪府大阪市北区芝田丁目6番30号 梅田清和ビル6F

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社日から一定の期間内に、求職者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、求人者より受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後 1 か月超 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就労中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号	1 4 - ユー 3 0 0 0 6 9
事業所の名称	エヌエス・テック株式会社 広島事業所
事業所の所在地	広島県広島市東区上大須賀町 1 番 16 号 交通会館ビル 6 階

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社日から一定の期間内に、求職者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、求人者より受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 | 80% |
| (2) 入社後 1 か月超 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就労中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 14-ユ-300069

事業所名称 エヌエス・テック株式会社 荻田事業所

事業所所在地 福岡県京都郡荻田町磯浜町一丁目 16-9 磯浜事務所 B 号室

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社日から一定の期間内に、求職者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、求人者より受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後 1 か月超 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就労中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号	1 4 - ユー 3 0 0 0 6 9
事業所の名称	エヌエス・テック株式会社 久留米事業所
事業所の所在地	福岡県久留米市東町 36-8 ステーションプラザ久留米ビル 503 号室

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社日から一定の期間内に、求職者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、求人者より受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後 1 か月超 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就労中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号	1 4 - ユ - 3 0 0 0 6 9
事業所の名称	エヌエス・テック株式会社 熊本事業所
事業所の所在地	熊本県熊本市中央区花畑町 4-1 太陽生命熊本第 2 ビル 8 階